

施本第1389号(CFA)

平成19年 8 月30日

末尾記載 殿

防衛施設庁長官

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失
補償算定基準についての一部改正について（通達）

参照：昭. 44. 3. 10. 付施本第528号(CFN)

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失
補償算定基準について（通達）」

標記について、下記のとおり定め、平成19年9月1日から施行することとした
ので通達する。

記

別添中「つど、防衛施設庁施設部長」を「都度、地方協力局長」に、「、防衛施
設庁長官の承認をえて」を「、防衛大臣の承認を得て」に改める。

以 上

本信あて先：各防衛施設局長

名古屋防衛施設支局長